

No.	質問等	回答
1	<p>介護予防サービスに該当する人の中には末期がんや心不全・呼吸不全の末期症状という人もいます。そのような人はADLが高く身体的な介助量は少ないものの、家族の精神的負担が大きい。また、具合が悪くなった時にスムーズに支援を受けられる要介護申請をしても結果が介護予防サービスのみの場合が多い。そういう場面では事務処理及び本人・家族への訪問調査の際のケアマネの精神的な負担が大きい。介護予防はフレイルの対象者だけではなく、フレイル予防以外の利用者の支援についても大きな課題と思われる。どんな状況の人でも介護予防の結果を受けてサービスを受けることが大事と思うが、どうか。</p>	<p>総合事業の見直しにより、総合事は身体フレイル予防のための事業と位置付けましたが、身体フレイル予防以外の面においては、市の独自事業として、在宅生活を支援するためのサービスとして「食」の自立支援事業、軽度生活援助、高齢者みまもりサービス事業などがあります。</p> <p>高齢者が介護予防の認定を受けることが大切なのではなく、できる限り自分の意思や力で地域において生活ができるように日頃より介護予防に取り組んでいただくことが大切であると考えています。市の独自事業や地域のサロン等のインフォーマルサービスをご利用いただきながら生活をしていただき、身体機能の低下が見られた場合には総合事業のサービスをご利用いただければ幸いです。</p> <p>また、ケアマネジャーの皆様には、高齢者へのサービスのご案内の際にはインフォーマルサービス等をご活用いただきながら、総合事業を利用するとなった場合には高齢者1人1人の身体の状態に沿ったサービスをご案内いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>終末期の利用者に1年の生活目標があるが、どのように記入すればよいのか。記入しなくてもよいのか。</p>	<p>利用者が自分の人生を「自分らしく」最期まで生きぬくために、また、最期まで生きる希望を持てるようにアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。その上で、1年の生活目標を設定しづらい場合には、1日の生活目標を記入いただけますと幸いです。</p>

3	<p>要支援1・2の間に事業対象者が位置付けられる理由は何か。</p>	<p>「介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、従来の要支援者に相当する人であり、要支援者のほかに基本チェックリストにより事業対象者に該当した人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）を対象とする理由は、訪問型サービス等について簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の人まで対象にすることは想定していない（厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】第1総合事業の実施に関する総則的な事項問4参照）」とあることから、事業対象者は要支援より軽度の者とは考えていません。但し、要支援2は要介護認定基準時間が要介護1と同等であることから、事業対象者より状態が重いものとして考えられます。</p>
4	<p>既に介護予防ケアマネジメントが始まっており、令和6年度中にプランを更新する利用者に対しての「基本チェックリスト（通所型サービス診断票）」は初回以降、利用者の状態が変化しないと解釈し、居宅の担当ケアマネが全て行って良いのか。</p>	<p>通所型サービスを利用している事業対象者で通所型サービス診断票の更新をする場合（居宅が委託を受けている場合）、居宅のケアマネジャーが行っていただきたいと考えています。但し、利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、適宜、包括と連携を取りながら実施してください。</p>
5	<p>今回の介護報酬改定で居宅介護支援事業所が市からの指定を受ければ介護予防ケアマネジメントを直接行う場合、申請はいつから、どのようなかたちで行われるのか。</p>	<p>介護報酬改定において居宅介護支援事業所が市より指定を受けることができるのは介護予防支援になります。</p> <p>指定の詳細につきましては、富士市福祉部介護保険課までお問い合わせください。</p> <p>●富士市福祉部介護保険課指導担当（R6.3月時点） 電話番号 0545-55-2863</p>

6	<p>利用者、家族に対して今回の通所型サービスの利用の変更の周知は誰がするのか。</p>	<p>広報ふじ令和6年3月号において、フレイル予防のためのサービス（基本チェックリストを活用したサービスのご案内）について、通所型サービスにおける事業対象者の利用できる回数及び健康づくりデイトレーニングの新設を周知しております。併せて、令和6年度中に介護予防に関するパンフレットも発行予定となっており、全世帯回覧や高齢者支援課窓口等における配布を検討しています。</p> <p>今後も市民の皆様にご理解いただけますよう周知に努めて参ります。</p>
7	<p>デイサービス事業所に今回の総合事業の見直しの話をするるとどこの事業所も全く知らない様子だった。包括、ケアマネは承知していても事業所は把握しているのか。把握していない場合、その説明もケアマネがしないとならないのか。</p>	<p>健康づくりデイトレーニング事業新設に係る説明会（令和5年10月26日開催）につきましては、デイサービス事業所等へメールやファクスにて開催の旨の通知を行いました。また、総合事業の見直しを含む説明会（令和6年2月22日開催）につきましても、デイサービス事業所等へメールやファクスにて開催の旨の通知を行っております。更に、市のウェブサイト上に当日の資料を掲載し、併せて事業所へも資料掲載の旨をご連絡しております。</p> <p>ケアマネジャーの皆様にはお手数をおかけしますが、デイサービス事業所よりお問い合わせがあった場合、市のウェブサイトをご案内いただけますと幸いです。</p> <p>●令和5年度 富士市介護予防・日常生活支援総合事業説明会 市ウェブサイトトップページ > 健康・福祉・子育て > 講演会・研修会等のお知らせ > 令和5年度 富士市介護予防・日常生活支援総合事業説明会 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kenkou/c0415/f1e5990000002x4u.html </p>